

令和元年度 第2回県・市町村国民健康保険連携会議の結果について

令和元年9月13日
医療・保険課

- 1 日 時 令和元年8月29日(木)午後1時30分から午後4時まで
2 場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 青年研修室
3 出 席 市町村国保主管課長、国民健康保険団体連合会事務局次長 他
4 概 要 平成30年度から県が国民健康保険の財政運営を担うなど、市町村とともに国民健康保険を運営していることから、来年度の納付金の算定や保険料水準の平準化及び国民健康保険事務の標準化について、県と市町村の担当者レベルで協議した主な結果は次のとおりであった。

(1) 令和2年度の納付金の算定方法について

ア 医療費指数反映係数 α について

- ・来年度の納付金の算定に当たっては、現行(令和元年度)どおり $\alpha = 1$ とし、各市町村の医療費水準を納付金に反映させる方向となった。

イ 激変緩和措置に係る自然増の見直しについて

- ・納付金の算定に当たって、医療費の伸び等も踏まえ、激変緩和の水準(自然増の水準)を1.8%とし、それを超える市町村に対し、被保険者への影響を考慮して激変が生じないよう措置を講ずることとする方向となった。

ウ その他の算定方法について

- ・基本的に現行(令和元年度)と同様とする方向となった。

(参考) 令和2年度納付金関係スケジュール(想定)

- | | |
|-------|--------------------|
| 10月下旬 | 国から仮係数が示され、試算を開始 |
| 12月下旬 | 国から確定係数が示され、本算定を開始 |
| 1月中旬 | 市町村ごとの納付金額の決定、内示 |

(市町村は、令和2年度予算や保険料率決定等の作業開始)

(2) 今後の保険料水準の平準化について

- ・保険料水準の平準化のあり方等について協議を進め、合意が得られたものについて第2期運営方針(R3~5)に盛り込む方向となった。
- ・納付金の算定に当たって、将来的に医療費水準を反映させない($\alpha = 0$)ことについて、昨年度までの議論において概ね了解が得られているが、反映させないこととする時期については、保険料水準の平準化のあり方に係る他の検討課題とともに引き続き検討することとなった。
- ・平準化に当たっては、医療費適正化へのインセンティブを確保するため、市町村の健康づくりへの取組の評価、促進策等も併せて検討する方向となった。

(3) 事務処理の標準化について

被保険者資格証明書の交付基準について

- ・被保険者証の返還に伴う被保険者資格証明書の交付については、国民健康保険法の規定に基づき、①特別の事情がなく保険料の納期限から1年の間に納付がなかった場合(同法第9条第3項)に交付できることとするほか、②1年が経過していなくとも、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することができる場合(同条第4項)として、納付相談に応じない場合などの滞納状況や負担能力等を勘案して交付できることとし、これを標準的な交付基準として運用していく方向となった。